

湯河原町自治基本条例が施行されます

企画課 内線235

この条例は、平成16年度から検討を始め、17年度には町内の各種団体の代表や一般公募の委員による（仮称）湯河原まちづくり基本条例策定委員会により条例の素案を作成し、その後、議会の意見や町民意見公募による意見を反映させ、昨年12月1日に制定されたもので、いよいよ4月1日から施行されます。

この条例は、町民の皆さんが自主的にまちづくりに参画し、地域の課題を解決していく「住民自治」を実現するための基本理念や町民の皆さんがまちづくりに参加するための基本的な事項を定めたもので、町の最高規範として位置付けられる条例です。

自治基本条例が施行されると...

町民の皆さんが、今まで以上に、町の実施する事業に対し、計画策定から実施まで、様々な段階で自主的に参加することができるようになります。

協働

- ・湯河原町の住民自治は、まちづくりの主役である町民と議会と町（行政）の三者が、お互いの責任と役割を自覚し、対等な立場でまちづくりを進めることを基本とします。

情報の共有

- ・町民と議会と町（行政）の三者が、情報を共有することを基本にまちづくりを進めます。
- ・町は、まちづくりを進める上で必要な情報を積極的に提供します。

町民参加

- ・審議会などの委員として、町民の皆さんが参加できます。
- ・町民意見公募手続の実施により、計画策定段階で意見を募集します。
- ・アンケートの実施や町民参加型ワークショップの開催など町民参加を推進します。

湯河原町自治基本条例は、企画課窓口及び町ホームページで見ることができます。